

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 日野 徹 (内線 2899)
救助係長 馬場 和弘 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年10月3日(17:30)

台風第15号による被害にかかる災害救助法の適用について (第2報)

1 災害の概要

台風第15号による被害により、青森県三戸郡南部町及び福島県郡山市において住家に多数の被害が生じたため、青森県及び福島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害 (人)			住家被害 (世帯)					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	
【青森県】 三戸郡南部町 (さんのかぐんなんぶちょう)	9月21日						166	70		9月26日9:00現在
【福島県】 郡山市 (こおりやまし)	9月21日						<u>464</u>	<u>1,024</u>		<u>10月3日9:00現在</u>

(注) 下線は今回適用分

2 今までにとられた措置

避難所の設置 等